

平成 24 年 給与勧告及び報告の概要

平成 24 年 9 月 27 日
福岡県人事委員会

《本年のポイント》

- ① 月例給、ボーナスともに改定なし
 - ・ 月例給は、民間給与との較差 ($\triangle 0.02\%$) が極めて小さいため、改定なし
 - ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)も、民間の支給割合と均衡し、改定なし
- ② 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し
- ③ 自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止

1 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $(C) = (A) - (B)$ [$(C) / (B) \times 100$]
385,148円	385,243円	$\triangle 95$ 円 [$\triangle 0.02\%$]

* 職員給与：行政職職員の平均給与月額（平均年齢 43.5 歳、平均経験年数 21.7 年）

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の年間支給割合 (A)	職員の年間支給月数 (B)	差 $(A) - (B)$
3.95 月	3.95 月	0.00 月

【参考】平成 24 年人事院勧告

【月例給】		【期末・勤勉手当】
給与減額支給措置による減額前	$\triangle 273$ 円 [$\triangle 0.07\%$]	$\triangle 0.01$ 月 (民間の支給割合 3.94 月)
給与減額支給措置による減額後	28,610 円 [7.67%]	

- 職員と民間の月例給の較差が極めて小さいこと、民間のボーナスの年間支給割合が職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と均衡していること等を踏まえ、月例給及び期末・勤勉手当の改定は行わない。

2 給与制度の改正

(1) 昇給・昇格制度

- ・ 55 歳を超える職員(医療職給料表(一)は 57 歳を超える職員)の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととする。
- ・ 高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給を現行より下位の号給に設定することとする。

(2) 住居手当

自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止。

(3) 実施時期

平成 25 年 4 月 1 日

3 意見

(1) 給与について

ア 昇給・昇格制度

50歳台後半層の昇給・昇格制度については、本年の人事院勧告で、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で早急に改正を行うこととされた。本県の昇給・昇格制度は、国の取扱いに準じており、また、本県の給与水準も、国と同様に50歳台後半層においても上昇していることなどを踏まえると、国の取扱いに準じた見直しが必要である。

イ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、国が平成21年に廃止して以降、全国の都道府県のうち廃止済み又は廃止を決定したのが、本年4月時点で30団体となり、今後も増加していくものと考えられる。また、自宅居住者に対して手当を支給する県内民間事業所が漸次減少傾向にあることなどを総合的に勘案すると、制度として存続させることは困難であり、廃止せざるを得ない。なお、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要がある。

(2) 勤務環境の整備等について

ア 時間外勤務の縮減については、依然として長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が一部見受けられ、取組を徹底していく必要がある。特に管理監督者は、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、勤務時間管理の徹底などの具体的な取組を率先して進めることが求められる。

イ メンタルヘルス対策については、予防及び不調者の早期発見と適切な対応が重要である。特に管理監督者の役割が重要であり、職員のストレスの適切な把握に努めるとともに、相談しやすい職場環境づくりなどに努めることが必要である。

ウ 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上等を図るため、休暇・休業制度や特定事業主行動計画内容の周知徹底に努めるとともに、父親となる男性職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の一層の強化を図っていく必要がある。

(3) 人事評価制度について

本県（知事部局）での新たな人事評価制度は、これまで職員の人材育成や効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法等の改善が重ねられてきた。複雑化、困難化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の士気の向上や組織の活性化を図ることが肝要であり、職員の理解と納得を得ながら、評価結果を給与に適切に反映させる取組を早急に進める必要がある。

(4) 高齢期の職員の雇用確保について

政府は、本年3月、国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化により対応するとする基本方針を決定した。地方公務員についても、国家公務員の基本方針を踏まえた法改正が検討されており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、平成26年4月からの新たな再任用が円滑に行えるよう適切に対応していく必要がある。